

各 位

平成 17 年 6 月 20 日

会社名 イーシステム株式会社  
(コード番号: 4322)  
代表者名 代表取締役社長 渡辺 博文  
問合せ先 管理本部 本部長 大西 浩之  
(TEL . 03-5781-8763)

## 平成 17 年 6 月 20 日付け日経金融新聞の記事について

本日の日経金融新聞の 1 面「監査法人と企業せめぎ合い激化」の中で、当社が中央青山監査法人を解任した件について、事実と異なる記載がありましたので、以下、ご説明します。

同記事の最下段に「・・・イーシステムの監査では資料提出を拒まれ、逆に解任された。」との記載がありますが、当社が中央青山監査法人に対して資料提出を拒んだ事実はありません。

昨年 12 月 24 日および本年 2 月 1 日の当社ニュースリリースの通り、昨年末に中央青山監査法人から要請のあった「取引先からさらに先の取引先に対する取引確認」を当社名で実施することは、取引企業に対して企業秘密の開示を求めるものであり、市場における当社の信用を毀損する可能性があるため、第三者の弁護士に相談のうえ会計士が職務上負っている善管注意義務(民法 644 条)に違反するとの判断を得たので、当社監査役会が審議し、同監査法人を当社の会計監査人として解任したものです。

当社は、当時、当社監査人であった中央青山監査法人から求められた資料については、当社自身が提出可能な資料はすべて提出し、可能な限りの対応を実施しております。

当社は、この記事中に「敵前逃亡」とあるような、企業と監査法人が「敵」であるような関係とは考えておらず、したがって解任が「名誉ある勲章」などでは有り得ないと考えております。

公認会計士法第 1 条に「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。」とあるように、企業と監査法人は、経済の健全な発展に向けて共に協力すべき関係であると当社では認識しております。